

マネロン等ガイドラインの一部改正を踏まえた顧客のリスク評価に基づく継続的顧客管理



弁護士法人
中央総合法律事務所
パートナー弁護士
國吉 雅男

金融庁は、2019年2月13日、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)の一部改正(案)を公表のうえ、意見募集手続に付し(意見募集の締切日は、同年3月15日)、その後、同年4月10日、意見募集の結果(「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」以下、「パブリック回答」とし、その番号を示す)を公表し、改正されたガイドライン(以下、「改正ガイドライン」という)の適用が開始された(注1)。

金融庁は、2019年2月13日、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)の一部改正(案)を公表のうえ、意見募集手続に付し(意見募集の締切日は、同年3月15日)、その後、同年4月10日、意見募集の結果(「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」以下、「パブリック回答」とし、その番号を示す)を公表し、改正されたガイドライン(以下、「改正ガイドライン」という)の適用が開始された(注1)。

えれば、ガイドラインの適用対象者である銀行等は、これまでのガイドライン対応に加えて、改正ガイドラインの内容も踏まえた態勢の整備に早急に取り組む必要がある。

本稿では、改正ガイドラインの概要を示し、主に顧客のリスク評価に基づく継続的顧客管理について解説する。

なお、本稿の意見にわたる部分については筆者の個人的見解を示すものであり、筆者が現在所属する法人および過去に所属した組織・団体の意見・見解を表明するものではない。

正内容としては、以下の4点が挙げられる。以下、順次概要を示す。

1 テロ資金供与対策および大量破壊兵器の拡散に対する資金供与防止のための対応の必要性・重要性の明確化

我が国では、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」(以下、個別に「マネロン対策」、「テロ資金供与対策」といい、総称して「マネロンおよびテロ資金供与対策」という)といった場合、マネロン対策のみに重点が置かれる傾向にある。一方で、FATFは、2001年9月の米国同時多発テロ事件発生後、その権限および役割が拡大され、テロ資金供与に関する「8の特別勧告」を策定・公表して以降、マネロン対策のほかテロ資金供与対策にも積極的に取り組んでいる。第4次FATF勧告では、具体的に、「C. テロ資金供与及び大量破壊兵器の拡散に対する資金供与」として、以下の勧告が定められている。

〈シリーズ〉

次代を担う 人材を考える

③地域金融を担う人材を考える①



山口フィナンシャルグループ
代表取締役社長

吉村 猛

よしむら・たけし ●1983年
山口銀行入行、09年山口フィ
ナンシャルグループ取締役、
16年6月より現職。山口銀
行の会長も務める。



生活経済ジャーナリスト
人財開発コンサルタント

和泉 昭子

いずみ・あきこ ●メディア出
演や講演のほか、「働き方改
革」「リーダーシップ」等の研
修も行う。内閣府、厚労省、
金融庁、日本年金機構等、公
職多数。



えます。我々の出店地域、東は
広島から西は北九州といった地
域を指しますが、この地域にお
ける人口減少と高齢化の進展は
大きな問題となっており、人が
減って経済が回らなくなると、
地域が衰退していくことが危惧
されています。

この環境下で「地方銀行」と
して存続、成長していくために
は、まずは地域の活性化が必要
不可欠といえます。我々地方銀
行は、経済が回復して最後によ
くなっていく存在だからです。

もちろん、現在の利益も大事
ですが、人口減少・高齢化を見
据えて、我々が持っている資源
を投入して地域活性化のために
何ができるか、何か貢献できな
いか、地域の付加価値を上げる
ことはできないか、ということ
をまずは考えること、それを脱
金融と呼んでいます。

最終的に、金融という業務に
利益が返ってきますが、その前
に、金融が求められる前の段階、
言うなれば上流にさかのぼって
みるということです。

もう1つは、個人のお客様へ
の対応ですが、これから資産を

○脱金融に向けたYMF G の動き

吉村 山口フィナンシャルグ
ループの吉村です。社長に就任
し約3年経ちますが、その間に
も、金融機関、および当社グル
ープの営業エリアを取り巻く環境
は、かつてないほどのスピード
で変化し続けています。これに
伴い金融グループが提供する付
加価値の中身も変化が必要で、
本日はこれらについて、意見交

換をさせてもらえればと思いま
す。

和泉 日頃は、生活経済ジャー
ナリストとしてお金の情報を発
信するとともに、人財開発コン
サルタントとして、社員の育成
に携わっています。今日はよろ
しくお願いいたします。

早速ですが、山口フィナン
シャルグループさんは、地域金
融機関の中でも先進的な取組み
をなされているということ注
目されていますね。

吉村 そんなことはないで
すよ。他の銀行さんはずでに思
いつかれ、やっついていらつしや
います(笑)。

和泉 ご謙遜と思えますが……
(笑)。まずは、近年、金融機
関で進みつつある、いわゆる「脱
金融」の側面から、御行の取組
みをお話しいただけますか。

吉村 究極的に地方銀行とは何
者か、という点に立ち返って考
えてみますと、地域が衰退する
と成り立たない存在であるとい

経営者保証の 現代的課題（下）

5 中小企業庁の金融 支援

河原 ここからは、中小企業庁の金融支援についてご紹介いただきたいと思いますが、貴田様、昨年4月から改正信用保険法が施行されていますので、この点も含めて保証協会についても、お話しください。

貴田 昨年4月から見直し後の信用補完制度がスタートしています。今般の見直しにおきましては、小林先生、河原先生にもご参加をいただきました中小企業政策審議会の基本問題小委員会金融ワーキンググループにおいて、大きな方向性をとりまとめていただきました。

その背景として、信用補完制度はまさに中小企業の信用力を補完するということで、起業段階から成長、発展段階、それから事業承継の段階と、ライフステージに応じて、その局面ごとに円滑な資金調達が可能になるよう整備されています。

他方で、信用保証協会による保証に金融機関が過度に依存してしまうと、金融機関が取引先

中小企業に対して適切な期中管理を行うことや、あるいは経営支援を行っていくというインセンティブが失われるのではないかとすることも指摘されてきたところ です。

金融庁で、金融機関における担保・保証に過度に依存しない融資を促進しようという動きが強化されてきた中で、信用保証によって中小企業の資金繰りを支援していくということと、金融機関が中小企業に対して適切に関与していくということとの適切なバランスをもう一度見直そうとしているところです。

見直しのポイントの1点目としては、信用保証協会と金融機関が適切にリスクを分担し、それによって金融機関による事業性を評価した融資や適切な期中管理、中小企業に対する経営支援を行っていくということ です。また、これを具体化していくために、例えば信用保証協会の保証付き融資と金融機関のローパー融資がそれぞれどのような割合となっているのか情報開示を行うほか、金融機関との役割分担・リスク分担の中で、信

用保証協会自身が経営支援を本来業務としてしっかりやってくることとしています。

さらに、これまでもリーマンショックや大規模な経済危機に対して信用補完制度を活用してきたわけですが、他方でこれによる副作用もあつたわけで、この副作用をより少なく、かつ迅速に対応できる形でセーフティネット保証のあり方を見直すというのが2点目です。

そして、先ほどのライフステージに応じた支援ということと、創業期や事業承継時などで、様々な中小企業の発展段階に応じたきめ細かなメニューを整理していこうというのが3点目の改正点です。

これらにあわせて、本日のテーマである経営者保証についても、信用保証協会の取組みとして新たな運用を開始しています。具体的には、経営者保証によらない融資を促進していくために、金融機関のローパー融資の際に経営者保証を外すという判断をしている場合には、信用保証協会の保証付き融資でも経営者保証を外すということを原